

町会連合会長へのお知らせ

発 市 推 号 外
平成 25 年 4 月 25 日
(2013 年)

各校下（地区）町会連合会 会長 様

市民協働推進課長

コミュニティ活動交流創生事業費補助金について

日頃から、本市行政に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたび、地域住民が地域、団体の垣根を越えて行う「まちづくり活動」
「文化活動」「芸能活動」等の活動に対して支援し、新たな絆づくりと交流の促進
を図ることを目的に、標記の助成制度を創設いたしました。

つきましては、別紙のとおり進めてまいりたいと存じますので、ご理解ご協力賜
りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお
願い申し上げます。

(担当)

市民協働推進課

納屋、中島

電 話：220-2026

FAX：233-9999

(新) コミュニティ活動交流創生事業費補助金について

1 目的

地域住民が、地域、団体の垣根を越えて行う「まちづくり活動」「文化活動」「芸能活動」等の活動に対して支援し、新たな絆づくりと交流の促進を図る。

2 補助対象事業

2つ以上の校下（地区）の団体（おおむね5人以上）が連携して行う、まちづくり活動や文化活動、芸能活動等にかかる経費（飲食費、備品購入費は除く）。

3 補助対象者

上記事業を行う団体（補助金の申請は、連携する団体のうち代表する団体が行う）

4 補助率及び補助限度額

1/2（校下（地区）ごとに5万円まで）

（例）2校下（地区）の団体連携 5万円×2校下（地区）→10万円まで

5 条件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 2つ以上の校下（地区）の団体（おおむね5人以上）が連携して行うこと。② 校下（地区）町会連合会の推薦を受けること。
（推薦は1年度につき各校下（地区）ごとに1事業を限度）③ 営利、宗教、政治目的の事業でないこと。 |
|--|

6 事業例

- ・ 2校下（地区）合同見どころマップ共同制作
- ・ 2校下（地区）合同伝統芸能・民謡発表会
- ・ 3校下（地区）合同清掃等地域美化活動
（但し、各校下（地区）住民が一か所に集まり合同作業を行うなど交流につながる場合に限る）
- ・ 3校下（地区）合同夏まつり
- ・ 近隣校下（地区）合同での地域の歴史を知る研修会・研究活動
など

(該当しない例)

- ・ 同一事業について本市から別途補助金を受けている事業
- ・ 日時を同じくするだけで、活動は校下（地区）・団体ごとに分かれて行う事業
- ・ 市外の校下（地区）・団体と、市内の校下（地区）・団体との連携事業
（当補助事業は市内連携事業に限る）

【Q&A】

- Q 1. 補助対象事業のまちづくり活動や文化活動、芸能活動等とは、具体的にはどのようなものか。
- A 1. 営利、宗教、政治目的でない「清掃活動、美化活動、地域の振興、地域の研究、研修会、コーラス大会、民謡大会、お茶会、芸能交流大会」など地域コミュニティの活性化に寄与する事業が考えられます。(対象事業例については別紙参照)
- Q 2. 校下(地区)町会連合会は、事業を推薦する際の優先順位をどのようにつけばよいか。
- A 2. 住民の理解が得られるもので、より多くの市民の交流につながるような事業を優先し、推薦していただきたい。
- Q 3. 推薦は1年に1回となっているが、2年目、3年目も同じ事業を推薦してもよいのか。
- A 3. 団体からの要望が多い場合には、校下(地区)において、様々な団体(事業)が支援を受けられるように配慮していただくことが望ましいが、毎年同じ事業であっても差し支えありません。
- Q 4. 対象となる事業は単発ものだけか。例えば1年を通じて開催又は実施する事業等は対象にならないのか。
- A 4. 単発事業・通年事業のいずれでも補助対象とします。
(※ただし、金沢市の補助金交付決定通知受領後に事業を開始してください。)
- Q 5. 補助対象となる経費は何か。
- A 5. 活動にかかる経費のうち、飲食費、備品購入費を除いたものとします。
(※備品=1万円以上(税込))
- Q 6. 2つ以上の校下(地区)の団体が合同で行う事業とあるが、市内全校下(地区)が合同で行う事業は対象となるのか。
- A 6. 市内全校下(地区)が合同で行う事業の場合、地域ごとの住民間の密接な交流が困難であると推測されるので、対象外とします。おおむね2~3校下(地区)程度の団体が合同で行う事業を想定しています。
- Q 7. 各校下(地区)町会連合会が行う事業も対象となるのか。
- A 7. 対象となります。

(別紙)

具体的事業例

※いずれも行政及びそれに準ずる団体が主催するものを除く。

また、複数校下（地区）住民が合同で活動を行う場合に限りです。

民謡踊り・伝統芸能・俳句等の発表会

地域の見どころマップ・防災マップ共同制作

合同研修会

清掃美化活動

交通安全活動

防災訓練

スポーツ大会

児童、老人施設等におけるボランティア活動

研修旅行

環境保護・緑化活動

手続きフロー

	主体	相手方	手続き内容
①	事業実施希望団体	→ 校下（地区）町会連合会	事業内容のわかる資料を準備のうえ、推薦を依頼
②	校下（地区）町会連合会	→ 事業実施希望団体	推薦書を交付
③	事業実施希望団体 （代表団体）	→ 金沢市	補助金交付申請書、推薦書を提出
④	金沢市	→ 事業実施希望団体 （代表団体）	補助金交付決定通知書を送付
⑤	事業実施団体	—	事業実施
⑥	事業実施団体 （代表団体）	→ 金沢市	事業終了後、補助事業実績報告書を提出
⑦	金沢市	→ 事業実施団体 （代表団体）	補助金確定通知書を送付
⑧	金沢市	→ 事業実施団体 （代表団体）	補助金の支払い